

個人住民税の定額減税について

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

▶対象 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

▶減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象者は、国内に住所を有する人に限ります。

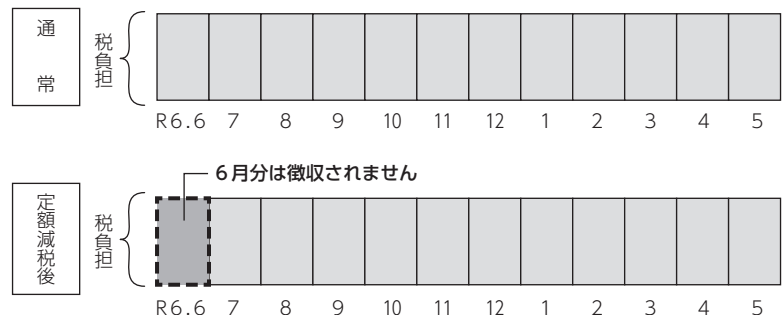
※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

▶徴収方法（令和6年度分）／

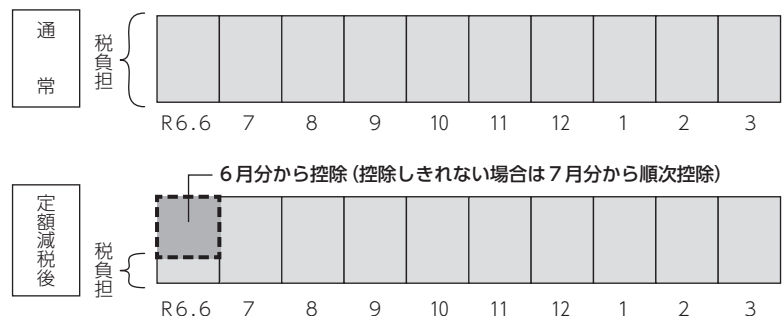
①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の人）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でならされます。



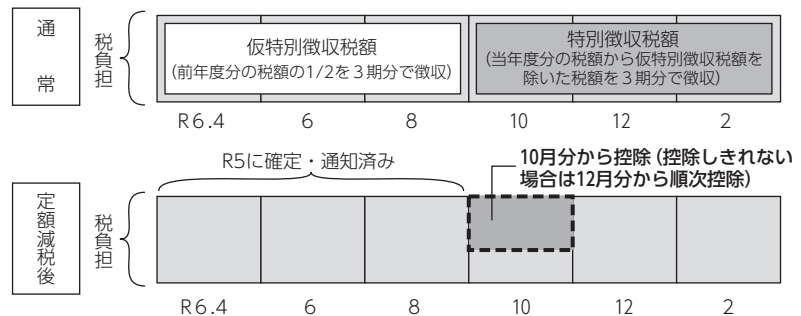
②普通徴収（事業所得者等の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年7月分)以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



▶その他／

○減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書に記載があります。

○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

○減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。詳細は決定次第お知らせします。

○所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

令和6年度から令和8年度の第1号被保険者の介護保険料のお知らせ

問 税務課 住民税係 ☎22-7500
健康福祉課 高齢福祉係 ☎22-7504

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込額などに基づき、65歳以上(第1号被保険者)の人が負担する介護保険料を決めることになっています。

令和6年度から令和8年度までの保険料基準月額、令和5年度と同額の6,150円です。

※個々の介護保険料は、この基準月額をもとに「令和6年度介護保険料負担段階別表」によって計算した額となります。

第9期基準月額

6,150円

(令和6年度～令和8年度)

▶保険料改定のポイント／

○令和6年度介護保険制度改正により、国の所得段階基準が細分化され、高所得者の乗率を引き上げています。
また、低所得者については、第1段階は保険料率が0.3から0.285に、第3段階は0.7から0.685にそれぞれ軽減されています。(表の網掛けの箇所の所得階層が今年度より保険料割合の変更があった階層です)

例：本人課税で合計所得金額が400万円の人

令和5年度まで 旧第10段階 基準月額(6,150円)×1.60×12ヶ月＝118,080円(年額)

令和6年度から 第9段階 基準月額(6,150円)×1.70×12ヶ月＝125,460円(年額)7,380円増

令和6年度介護保険料負担段階別表

所得階層	対 象		保険料割合	令和6年度 保険料(年額)
	住民税	所得状況		
第1段階	世帯非課税 本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 年金収入額＋所得金額80万円以下の人	×0.285	21,030円
第2段階		本人年金収入額＋所得金額80万円超120万円以下の人	×0.485	35,790円
第3段階		本人年金収入額＋所得金額120万円超の人	×0.685	50,550円
第4段階	世帯課税 本人非課税	本人年金収入額＋所得金額80万円以下の人	×0.90	66,420円
第5段階 <基準額>		本人年金収入額＋所得金額80万円超の人	×1.00	73,800円 <基準額>
第6段階	本人課税	合計所得金額120万円未満の人	×1.20	88,560円
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満の人	×1.30	95,940円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満の人	×1.50	110,700円
第9段階		合計所得金額320万円以上420万円未満の人	×1.70	125,460円
第10段階		合計所得金額420万円以上520万円未満の人	×1.90	140,220円
第11段階		合計所得金額520万円以上620万円未満の人	×2.10	154,980円
第12段階		合計所得金額620万円以上720万円未満の人	×2.30	169,740円
第13段階		合計所得金額720万円以上の人	×2.40	177,120円

第1号被保険者の介護保険料は、前年における本人の課税状況、所得状況、世帯の課税状況などにより保険料段階が適用され、上表のとおり保険料年額が決まります。介護保険制度は、みなさんの介護保険料によって支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税のお知らせ

問 税務課 住民税係 ☎22-7500
住民課 保険年金係 ☎22-7509

令和6年度の保険税率をお知らせします。みなさんの健康を維持し医療費の増加を抑えるため、特定健康診査を受診するなど、日頃から健康づくりに心がけましょう。

〔 〕は前年度

	課税限度額	所得割	被保険者均等割／人	世帯平等割／世帯
医療給付費分	65万円	課税標準額×6.61%	26,500円	19,200円
後期高齢者支援金分	24万円 [22万円]	課税標準額×2.49%	9,700円	7,000円
介護納付金分	17万円	課税標準額×2.21%	11,000円	5,700円

- ・課税標準額は被保険者全員の所得合算をいいます
- ・国保税の課税標準額は、総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額です
- ・医療給付費分と後期高齢者支援金分は、国民健康保険の被保険者全員に課税されます。また、介護納付金分は、40歳到達月から65歳到達月の前月まで(1日生まれの方は、40歳の誕生日を迎える月の前月から65歳の誕生日を迎える月の前々月まで)課税されます
- ・今年度中に75歳になる人は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割り計算をしています
- ・今年度中に加入・喪失した場合は、加入月数(月末締め)で月割り計算をします

垂井町排水路整備事業等補助金をご活用ください

問 建設課 工務係 ☎22-7512

住宅環境の改善を促進するため、居住者または宅地所有者2人以上が共同で行う排水路整備事業および道路舗装整備事業に対して補助金を交付します。

▶ 対象／排水路整備または道路舗装整備による事業

排水路整備の基準

- ①排水面積に応じた断面であること
- ②コンクリート現場打ち、2次製品などの構造であること

道路舗装整備の基準

- ①道路法に規定する以外の道路であること
例) 赤道(法定外道路)、私道(地目が公衆用道路)など
- ②起点または終点が町道などに接続する道路であること
- ③一般交通の用に供される道路であること
- ④アスファルト舗装または防塵舗装の構造であること
 - ・居住者または宅地(宅地にしようとする土地を含む)の所有者が2人以上で行う事業
 - ・事業費が10万円以上の事業

▶ 補助率／事業費の100分の60(補助限度額：100万円)

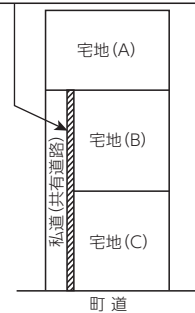
▶ 申請の流れ／①申請書類の提出→②書類審査・補助金交付決定(町)→

③工事→④工事完成書類の提出→⑤検査(町)→⑥補助金の請求→

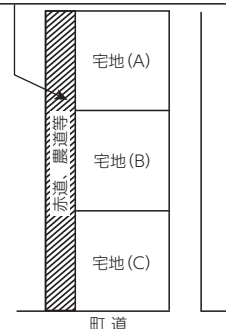
⑦補助金の交付

そのほか詳細はお尋ねください。

事業ケース(1)私道内に共有の排水路を設置



事業ケース(2)赤道、農道等の舗装設置



第66回 水道週間

スローガン「たいせつに みずはみんなの たからもの」

水道の蛇口をひねれば、いつでも出てくる私たちの生活に欠かせない水。

水道週間は、毎年6月1日から7日にかけて、国土交通省および環境省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体などが水道に関するさまざまな広報活動などを行うことにより、上水道の現状や課題について理解や関心を高め、今後の水道事業の取組について協力を得ることを目的に実施されています。

～水道水の安全を守るために～

垂井町では、安全な水道水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。年間延べ876項目もの国が定めた水質検査を実施し、すべて基準に『適合』しています。

以下に、その項目の一部を記載しました。

他の検査結果については、毎月町ホームページに掲載していますので、詳細はQRコードからご覧下さい。



○水道法により実施した水質検査結果(抜粋)

令和6年4月実施

項 目	基準値	第1水源地	第2水源地	北部浄水場	栗原水源地
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/L以下	4.4	5.2	3.8	14
有機物 (全有機炭素:TOC)	3mg/L以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満
pH値	5.8以上8.6以下	6.9	6.9	7.3	6.8
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

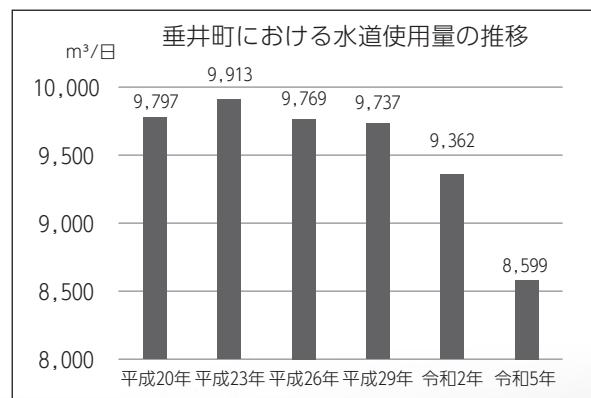
垂井町の水道事業の状況

垂井町の水道事業は昭和34年に給水を開始し、その後、幾度かの拡張工事を経て、現在、町内ほぼ全域に水道水を送っています。

近年、人口の減少に加え、節水機器の普及により水道使用量は減少しています。

また、水道管などの施設は60年以上が経過し老朽化が進む中、自然災害に備えた耐震化などへの改修も早期に求められています。

今後も、安全で良質な水を安定的に供給していくため、垂井町の水道事業の取組にご協力をお願いします。



問 上下水道課 上水道係 ☎22-7518

「朝倉運動公園再整備に関する町民・利用者アンケート調査」ご協力のお願い

問 都市計画課 都市計画整備係 ☎22-7513

朝倉運動公園の再整備に関する基本構想を策定するにあたり、町民や利用者の方のみなさんの日頃の公園の利用状況やご意見などを伺い、基本構想に反映するためのアンケート調査を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

町民アンケート

6月上旬に無作為に抽出した町民1,500人のみなさんへ郵送します。

▶回答期限／6月28日(金)

利用者アンケート

▶回答方法／朝倉運動公園管理事務所に設置の調査票に記入し、回収箱へ投函

▶回答期間／6月7日(金)～28日(金)

▶その他／アンケート調査は無記名で、結果は統計的に処理します。



都市計画の変更に伴う住民説明会

問 都市計画課 都市計画政策係 ☎22-7521

宮代字堤および一本杉地内における市街化区域編入、地区計画の指定、用途地域の変更に関する説明会を開催します。

▶と き／6月29日(土) 午前10時から

▶ところ／役場1階 垂井ホール



J-ALERTを使った緊急地震速報訓練が実施されます

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

J-ALERT(全国瞬時警報システム)とは、大規模地震や他国からの武力攻撃など緊急事態が発生した場合、国が発信した緊急情報を町の防災行政無線で瞬時に伝達するシステムです。

▶と き／6月20日(木) 午前10時

▶方 法／町内の防災行政無線による放送





「ねんきん定期便」 ～どこを見たら何がわかる？～

「ねんきん定期便」は年金制度への理解を深めることを目的に毎年誕生日(1日生まれの人は誕生日の前月)に郵送されるお知らせです。35歳、45歳、59歳の誕生日には封書で、それ以外の年齢は圧着はがきで届きます。

区 分		送付形式	内 容		送付時期
毎年 (下記の節目の年以外)	50歳未満	はがき	直近13カ月の 状況	これまでの加入実績に応じた 年金額	被保険者の誕生日に郵送 (1日生まれの人は前月 に郵送)
	50歳以上			老齢年金の種類と年金見込額	
節目の年	35歳、 45歳	封 書	全期間の年金 加入履歴	これまでの加入実績に応じた 年金額	
	59歳			老齢年金の種類と年金見込額	

※厚生年金に加入している場合は60歳以上でも「ねんきん定期便」は届きます。

●節目の年は総チェックを

35歳、45歳、59歳の時はこれまでの年金記録が全て記載されています。年金記録に誤りがないか確認し、不明な点については下記へお問い合わせください。

問 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555

大垣年金事務所お客様相談室 ☎78-5166 (自動音声案内①→②を選択)



情報公開・個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

垂井町情報公開条例により、町が保有する公文書を公開しています。また、個人情報の保護に関する法律および垂井町個人情報保護法施行条例ならびに垂井町議会の個人情報の保護に関する条例により、町が保有するみなさんの個人情報について、適正な取り扱いの確保に努めています。

この2つの制度の令和5年度の実施状況をお知らせします。

▶情報公開制度の実施状況／

実施機関	請求件数	公開状況				
		公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否
町長部局	1	1	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0

▶個人情報保護制度の実施状況／

実施機関	請求件数	公開状況				
		公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否
町長部局	2	2	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0

なお、議会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会および固定資産評価審査委員会への請求はありませんでした。

問 各実施機関の窓口または総務課 庶務係 ☎22-1151

広 告

i 労働保険の 年度更新時期です

令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。



▲手続きはこちら



▲電子申請はこちら

問 厚生労働省基準局保険徴収課 業務係
☎03-5253-1111(内線5163)

i 公務員合同説明会

公務員を目指している人を対象に、合同説明会を開催します。

▶と き／6月23日(日)

午後2時30分～4時

▶ところ／文化会館2階

第3練習室

▶参加団体(予定)／

- ・自衛隊大垣地域事務所
- ・垂井警察署
- ・不破消防組合

※やむを得ない事情により延期や内容を変更する場合があります。

問 自衛隊岐阜地方協力本部大垣地域事務所
大垣市林町5-18 光和ビル2階
☎73-1150



▲自衛隊岐阜地方協力本部ホームページ

i 国・地方共通相談チャットボットの提供開始 ～町のチャットボットもご活用ください～

総務省とデジタル庁が連携し、特定の行政分野を中心に、国が一定程度統一的に回答できるものをQAとして搭載した「国・地方共通相談チャットボット(通称:Govbot(ガボット))」の提供を始めました。子育てやマイナンバー、医療保険などのさまざまな制度、給付金などに関するよくある質問にお答えします。

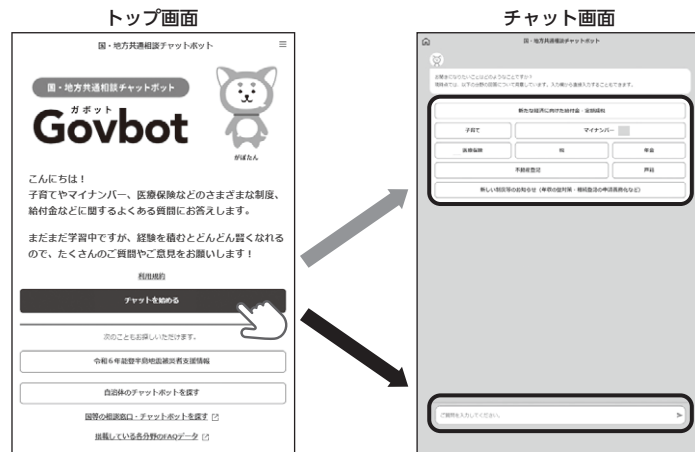


▲Govbotはこちらから

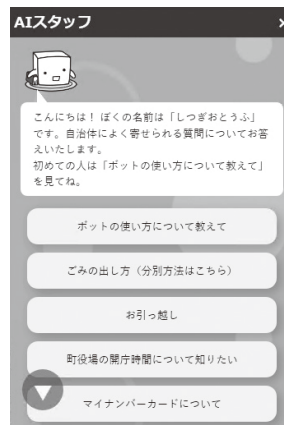
ガボットの使い方

①「チャットを始める」をタップ

②質問内容を分野から選択するか、直接入力



町のチャットボットもご活用ください



町でもチャットボットを提供しています。町ホームページからアクセスできますので、ぜひご活用ください。

使い方

①町ホームページにアクセス

②ページ内に表示されている「AIに質問する」を選択

③質問事項を分野から選択するか、直接入力

↓
ごみの出し方や各種手続きなど、各種質問にAIがお答えします。



▲町のチャットボットはこちら

問 企画調整課 行政改革・デジタル推進室 ☎22-1152

広 告



企業立地促進奨励金のお知らせ

企業立地の促進、産業の振興と雇用の拡大を図るため、町内に工場を新設、増設または移設する事業者に対し、奨励金を交付します。

対象業種

日本標準産業分類に掲げる大分類の製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究、専門・技術サービス業

工場等設置奨励金

▶ **交付要件**／操業開始の日における投下固定資産の総額が1億円以上

▶ **交付金額**／投下固定資産に対して賦課された固定資産税額

▶ **交付期間**／操業開始後初めて賦課された年度から3年間

雇用促進奨励金

▶ **交付要件**／新たに常時雇用する従業員の数が5人以上

▶ **対象**／工場などを設置し、操業開始に伴い新たに雇用した者（操業開始の日の1年前の日から起算して2年間に雇用した者）のうち、操業開始後2年を経過した日において、1年以上本町に居住し、かつ、引き続き1年以上常時雇用する従業員

▶ **交付金額**／従業員一人につき10万円（上限500万円）

▶ **回数**／操業の翌々年1回

問 産業課 商工観光係 ☎22-7515



創業や事業者のみなさんを応援します

地域産業の活性化や事業者の販路拡大を目的として、町内で創業したい人や事業者を垂井町にゆかりのある人が相談などで支援をする「創業支援コミュニティリスト」とEC化支援の「オンラインコレクション」を整備しました。町ではこれからも、創業支援や事業者支援を積極的に行います。なお、この事業については、県の「清流の国ぎふ推進補助金」の補助を受け実施しました。

問 産業課 商工観光係 ☎22-7515



▲創業支援コミュニティリスト



▲オンラインコレクション



軟骨伝導イヤホンを設置しました

耳が聞こえにくい人にも安心して窓口に来ていただけるよう、住民課窓口に軟骨伝導イヤホンを設置しました。音漏れが少なく、大きな声で会話をせず、個人情報を周囲に漏らすリスクの軽減が図られます。

また、軟骨伝導イヤホンは凹凸のない球体型で汚れを拭き取りやすく、衛生的です。

利用を希望される場合は、お申し出ください。



問 住民課 戸籍係 ☎22-7508



男女共同参画 地域社会の女性の参画割合を 増やしましょう



垂井町の令和6年度の自治会長130人のうち、女性の割合は5人(3.8%)で非常に少ないのが現状です。

令和4年度に行った住民意識調査では、自治会やまちづくり協議会などの地域社会で男性と女性のどちらが優遇されていると感じるかという質問に対し、男性が42.3%、平等が26.6%、女性が5.3%、その他25.8%と、男性が優遇されていると感じる割合が4割以上も占めていました。

平等に感じる割合を増やしていくために、地域社会で積極的に女性の参画を推進していきましょう。

問 企画調整課 企画係 ☎22-1152



広 告

**10言語に対応！
広報たるいを外国語で配信**

多言語情報配信アプリ「Catalog Pocket」では、広報たるいを英語、中国語、ポルトガル語など、最大10カ国語で配信しています。



閲覧方法などは、町ホームページをご確認ください。

▶注意事項／

- ・アプリは無料ですが、ダウンロードや情報の受信などにかかる通信料は利用者負担です
- ・翻訳は自動翻訳エンジンを使用しています



▲閲覧方法はこちら

垂井町 カタログポケット 検索

問 企画調整課 地域振興係
☎22-1152

**友だちになろう！
垂井町LINE公式アカウント**

町では、LINEを利用して生活に役立つ情報を配信しています。

- ▶配信内容／子育て、健康・医療、ごみ、イベント、消防・防犯情報、防災情報、行政一般情報
- ▶登録方法／LINEの「友だち追加」からQRコードかID検索で登録

LINEID

@tarui_town



▲登録はこちら

**知的障害者相談員による
相談**

知的障がいの人やそのご家族の悩み・相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶と き／6月14日(金)
午前10時～正午

▶ところ／町福祉会館

問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520

**全国一斉「人権擁護委員の日」
特設人権相談所を開設します**

6月1日は「人権擁護委員の日」です。県人権擁護委員連合会および大垣人権擁護委員協議会では、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及高揚を図るため、特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰、女性や障がい者に対する差別、家庭内、近隣間のもめごと、悩みごとなど、お困りの場合は、人権擁護委員が相談に応じます。

また、相談は無料で秘密は厳守しますので、どなたでも気軽にご利用ください。

▶と き／6月5日(水)
午後1時～4時

▶ところ／町福祉会館1階

問 岐阜地方法務局大垣支局 ☎78-3347
健康福祉課 社会福祉係 ☎22-7503

**障がい(知的・精神)に
関する巡回相談**

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業者による巡回相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶と き／6月27日(木)
午前9時30分～11時30分

▶ところ／役場1階 相談室1A

▶内 容／相談員による生活、福祉サービス、障がいの症状など各種相談

▶定 員／2件(1件あたり1時間)

▶申込方法／電話で申し込み

▶申込期限／6月20日(木)

申・問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520

**身体障害者相談員による
巡回相談**

身体に障がいがある人の身体障害者手帳、補装具、生活など各種相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶と き／6月15日(土)
午前10時～正午

▶ところ／府中地区まちづくりセンター

問 身体障害者相談員 宮本
☎090-7699-3845

広 告

募

提案型協働事業

「香港の大学生と交流しませんか」

香港のウーロンゴン大学の学生と、お互いの文化について話すなど楽しい交流会を開催します。日本語しか話せない人も大丈夫。

気軽に参加してください。



▶と き／6月29日(土) 午前9時30分～11時30分

▶ところ／ワイワイプラザ垂井

▶参加料／無料

▶申込期限／6月20日(木)

申・問 メルボルン倶楽部 ☎080-1562-6306

募

提案型地域活性化事業

「季節の遊び場 ふわふわプレーパーク」



▶と き／6月8日(土) 午前10時～午後4時

▶ところ／TARUI FOREST FIELD キャンプ場(垂井町大石)

▶対 象／どなたでも

▶参加料／4歳以上1人500円(入場料)

▶内 容／森の中で心に刻む自然体験(ジップライン、ブランコ、焚火、木工工作、音楽、昔の遊び、ままごと、絵本など)※一部有料のコンテンツあり

▶その他／駐車場は予約制(先着30台)公式LINEから申し込み

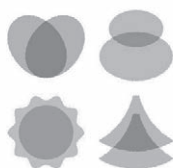
問 ふわプレ実行委員会



▲LINE



▲Instagram



季節のお遊び場
ふわふわ
プレーパーク

募

町海岸漂着物等対策懇談会の 公募委員を募集

私たちのまちから新たな海洋汚染を引き起こさないよう、散乱ごみの現状や、効果的な発生抑制対策などについて話し合う委員を募集します。

▶応募資格／「町内に居住する」または「町内事業所・学校に通勤・通学する」満18歳以上で、相川河川敷広場などの散乱ごみの発生抑制対策に一緒に取り組んでいただける意欲のある人

▶定 員／2人(※応募多数の場合は書類選考)

▶任 期／2年

▶応募方法／ホームページまたは担当課に備え付けの応募用紙を、担当課へ提出。郵送、FAX、メールでも受け付けます。

▶応募締切／6月20日(木)

申・問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

〒503-2193 垂井町宮代2957-11

FAX: 22-5180 メール: jumin@town.tarui.lg.jp



募

町営住宅入居者を募集

▶募集住宅／野庵町営住宅

▶入居資格／

- 同居する親族があること(単身の場合、条件あり)
- 収入が基準以下であること
- 住宅に困窮していること
- 町内に住所または勤務先があること
- 町税を滞納していないこと
- 入居者または同居者が暴力団員でないこと

▶募集期間／6月3日(月)～14日(金)

▶入居予定日／8月1日(木)

問 建設課 管理係 ☎22-7511